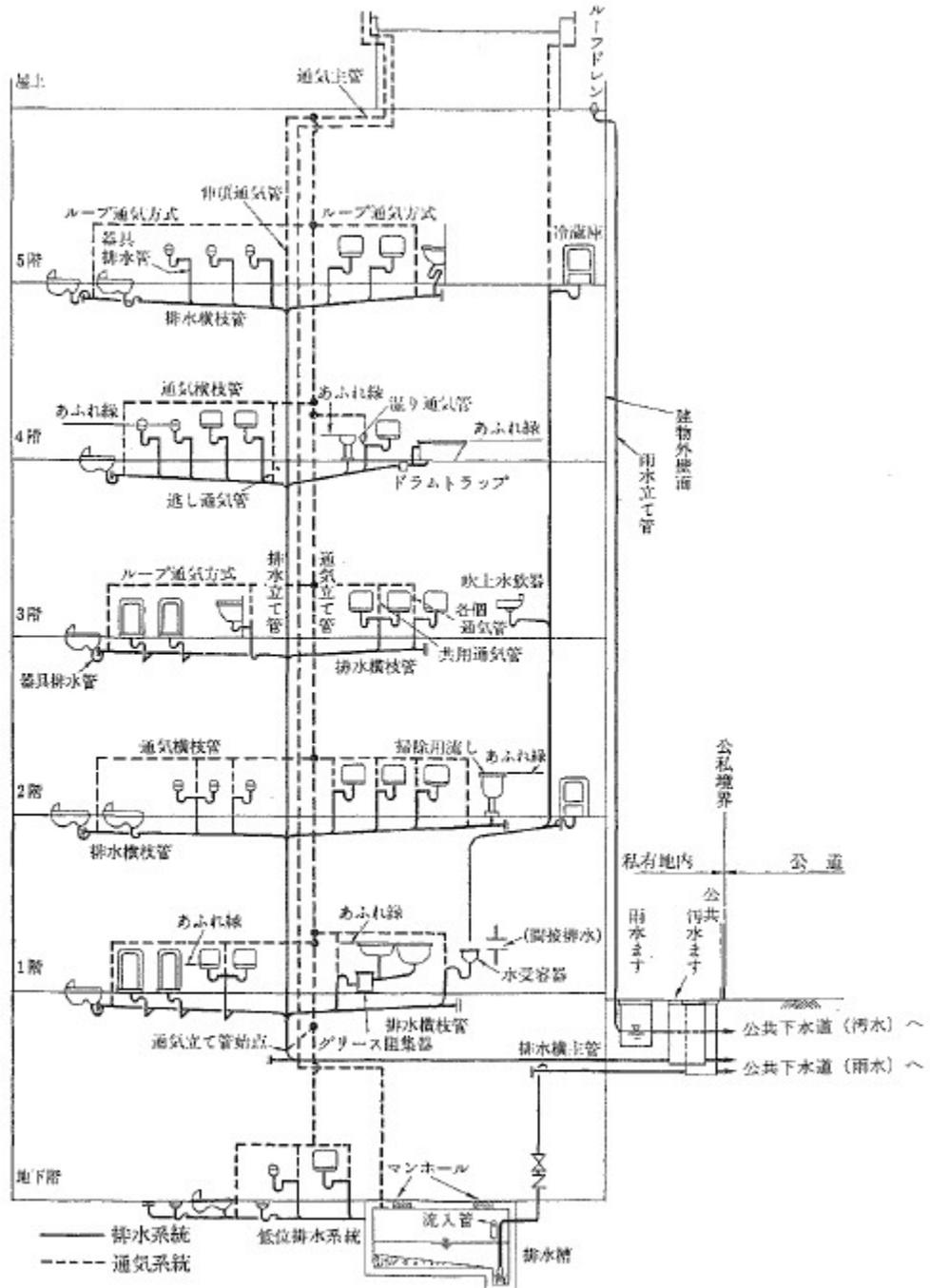

第 5 章

参 考 资 料

第 5 章 参 考 資 料

1. 排水設備の例 (分流式・高層建物)



注 排水槽からの通気管は単独配管とする。

1. 排水設備の例 (分流式・高層建物)

「下水道排水設備指針と解説」：(公社) 日本下水道協会

別表第1 設計用符号集

排水設備における排水管、ます及びその附属用具等の符号例

名称	記号	備考	名称	記号	備考
大便器		トラップ付	硬質塩化ビニル管	VP	一般管
小便器		トラップ付	硬質塩化ビニル卵形管	VU	薄肉管
浴場			鉛管	EVP	
流し類			鉛管	LP	
洗濯機		床排水、浴場に排水してあるものは除く	浄化槽		現場の形状に合わせた大きさ、形
手洗器、洗面器					
床排水口					
			公共汚水ます		
掃除口					
露出掃除口			側溝(道路)		
阻集器					
排水管					
通気管			雨どい		
立管			境界線		
排水溝(宅地内)			建物外壁		
汚水ます		丸ます 角ます	建物間仕切り		
ドロップます(汚水)		丸ます 角ます	新設管(污水管)		黒実線
分離ます			雨水管		青線
雨水ます		丸ます 角ます	既設又は在来管		赤破線
ドロップます(雨水)		丸ます 角ます	銅管	GP	
陶管	TP		铸铁管	CIP	
陶製卵形管	ETP		耐火二層管	FDP	
鉄筋コンクリート管	CP		強化プラスチック複合管	FRPM	
浸透ます			浸透管		
床下集合配管部			ディスプレイ(排水処理システム型)		

【参考】

2. 工場、事業場等の排水について

公共下水道の処理開始が公示されると、各家庭、工場、事業場等の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなくてはなりません。

このうち、工場、事業場（特定施設を設置している特定事業場）等については、宇治市公共下水道条例（以下、条例という。）第9条（特定事業場からの汚水の排出の制限）で定めている下水排除基準に適合していない水質の汚水を排出してはならないと規定し、条例第10条（除害施設の設置等）では、下水排除基準に適合しない汚水を継続して排出する者は除害施設を設け、または必要な措置をしなければならないと規定しています。

（1）特定事業場

工場、事業場で既に特定施設を設置している特定事業場（保健所へ法律上の届出義務を履行しているもの）が公共下水道を使用する場合は、下水道法（以下、法という。）により次の届出義務が課せられています。

- ① 公共下水道使用届・・・・・・・・法第11条の2第2項
- ② 特定施設使用届・・・・・・・・法第12条の3第3項

特定施設から発生する廃水（原水）は、生活排水などの一般排水と合流させず、単独に集水し汚水処理施設（除害施設）で処理し、処理水が下水道に排出される際に水質等の確認ができるように一般排水の排水系統と可能な限り分離して、「公共汚水ます」に接続する。

（2）非特定事業場等

非特定事業場等（特定事業場以外の事業場、例えば、ガソリンスタンド、食品製造業、飲食店、その他及び特定事業場であっても排出する下水で直罰規定を受けないもの）から「排水設備計画確認申請書」を提出しようとするときは、除害施設の設置の有無、又は設置の必要があるかどうかについて事前に下水道計画課と協議をする必要があります。

条例第 10 条で定めている除害施設設置等の届出

届出の様式	届 出 の 事 由	届出義務者
第 3 項 除害施設設置届出書 規程第 8 条第 1 項 様式第 9 号	除害施設設置対象事業場が除害施設の新設・増設・改築・又は使用の方法を変更しようとするとき。 (氏名変更・承認届を含む)	当該除害施設の新設・増設・改築・又は使用の方法を変更しようとする者
第 4 項 除害施設工事完了届出書 規程第 8 条第 2 項 様式第 10 号	除害施設の新設等、又は使用の方法の変更の届出をした場合、その届出に係る工事等が完了した場合(完了した日から 5 日以内)	当該届出をした者
第 5 項 既設除害施設届出書 規程第 8 条第 3 項 様式第 11 号	新たに処理区域となった際、既に除害施設を設置していた場合 (処理区域に定められてから 30 日以内)	除害施設を設置していた者
第 6 項 除害施設使用廃止届出書 規程第 8 条第 4 項 様式第 12 号	届出済みの除害施設の使用を廃止したとき。	当該除害施設の届出をした者

下水道法による水質規制

規制の目的	根拠条文	規制の手段	対 象 事 業 場	下水排除基準	水 質 項 目	
下水道施設の機能保全と損傷防止	法第 12 条	除害施設の設置等	処理区域内の事業場	条例で規定 (第 10 条)	温度、水素イオン濃度 (pH)、ノルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類、動物油脂)、よう素消費量	
放流水の水質確保	法第 12 条の 2	直罰適用による下水排除制限	処理区域内の事業場	排水量 50 m ³ /日以上の特 定事業場	法第 12 条の 2 第 1 項の政令 (令第 9 条 の 4) で規定	処理困難物質 有害物質：カドミウム、シアン、有機りん化合物、鉛、六価クロム、ひ 素、水銀、アルキル水銀化合物、PCB、揮発性有機塩素化合物 (10 項目) チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ほう素、ふ っ素、1,4-ジオキサン、ダイオキシソ類 生活環境項目：フェノール類、銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム
					条例で規定 (第 9 条) (法第 12 条の 2 第 3 項)	処理可能物質 水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、浮遊物質 (SS)、ノ ルマルヘキサン抽出物質 (鉱油類、動物油脂)、窒素、りん
			排水量 50 m ³ /日未満で有害 物質を扱う特定事業場	法第 12 条の 2 第 1 項の政令 (令第 9 条 の 4) で規定	処理困難物質 有害物質：カドミウム、シアン、有機りん化合物、鉛、六価クロム、ひ 素、水銀、アルキル水銀化合物、PCB、揮発性有機塩素化合物 (10 項目) チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ほう素、ふ っ素、1,4-ジオキサン、ダイオキシソ類	

	法第12条の11	除害施設の設置等	<ul style="list-style-type: none"> ・非特定事業場からの下水 ・特定事業場からの、直罰による排除制限の対象とならない下水 	条例で規定 (第10条)	<p>有害物質：カドミウム、シアン、有機りん化合物、鉛、六価クロム、ヒ素、水銀、アルキル水銀化合物、PCB、揮発性有機塩素化合物(10項目) チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ほう素、ふっ素、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類</p> <p>生活環境項目：フェノール類、銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム 水素イオン濃度(pH)、生物化学的酸素要求量(BOD)、浮遊物質(SS)、ノルマルヘキサン抽出物質(鉱油類、動植物油脂)、窒素、りん</p> <p>横出し項目：ニッケル</p>
--	----------	----------	---	-----------------	---

- 注1 表中、「法」は下水道法を、「令」は下水道法施行令をいう。
- 2 特定事業場のうち温泉を利用しない旅館業は適用除外である。

3. 排水設備工事の適正な見積り、請求について

排水設備の工事費は、当初の見積り額と完了後の請求額との差をできるだけ少なくするため、事前に十分な現地調査を行い、公共汚水ますの深さ（または取付管の管底深さ）、敷地内の地盤の高低差、各種衛生器具等の設置位置、計画管路延長等、現地の諸条件に即した排水管の配置、管底勾配及び各種ます等の設置を工事基準等に準拠して適正かつ経済的な計画、施工をすることを常に心掛けていなければなりません。

工事の契約は、事前に工事計画図、見積書を提示し十分な協議を行い施主の合意のもとで工事の施工を行い、完了後は請求書、領収書の発行等請負契約に関する取引上の慣行を必ず守らなければなりません。

この契約は、指定工事業者が施主との間で直接契約を結んで施工する工事であり、原則として指定工事業者の責任施工であり、請求する工事費についても施主と指定工事業者との間の私契約（民法上の請負契約）によって決定されるものであり、市が直接関与できないものであります。

ただし、宇治市排水設備指定工事業者規程第 7 条（責務と遵守事項）で「工事は適正な価格で誠実に行うこと」と規定しており、「不当に高い額」と判断される額を要求したときは、宇治市排水設備指定工事業者規程第 11 条第 2 項に該当し、処分を受けることがあります。

私費施工取付管の管止め箇所について

1 敷地に対して 2 箇所目以降の公共汚水ます及び取付管については、申請者の負担にて設置しています。

従って、私費施工分の取付管が管止めの場合は、公共汚水ます設置工事費用を申請者に対して直接請求して頂くこととなりますので、取付管を 2 箇所以上設置している敷地につきましては、見積り前に十分な調査をする必要があります。

昭和 60 年 4 月 1 日制定
平成 12 年 8 月 1 日改訂
平成 23 年 4 月 1 日改訂
平成 24 年 4 月 1 日改訂
令和 3 年 8 月 1 日改訂
令和 4 年 4 月 1 日改訂
令和 5 年 4 月 1 日改訂
令和 7 年 4 月 1 日改訂